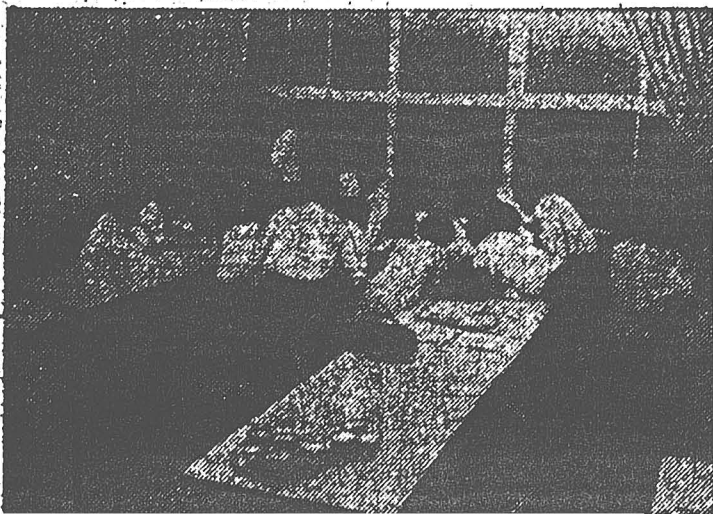


水俣病
補償

あっせん工作大詰め

一律百万円増額へ 死者

生存者 一時金で折合わず



浮池水俣市長を囲んで大詰めに至る患者側の協議

水俣病補償処理委員会（千種達夫座長）の水俣病患者に対する補償あっせんは、二十六日も朝から厚生省で水俣患者家庭互助会二任派（山本亦田会長）、チッソ（江頭豊社長）双方の代表を招いて続けられたが、二十六日も終日難航を重ねた末、深夜になつても結論を得られぬまま、二十七日に持ち越しと決まった。

この日のあっせんは午前九時半から患者側との間で始まったが、席上患者代表は前日示されたあっせん案について①死に者に対する一時金（あっせん案最悪三百五十万円—最低百四十五万円）に一律百万円を上積みする②生存者に対する一時金（同百九十万円—五十万円）を倍増する—の二点に絞る、処理委員の要求を拒否した。

このため処理委員はこの要求をチッソ側に示したところ、チッソ側は死に者一時金の増額についてはやや柔軟な態度をみせたものの、生存者への一時金については「もともと平癒金の形をとっていたのを改めたものであり、年金も予想外の高額が示されているので受け入れるわけにはいかない」と反論、折衝は長びいた。

ほぼ了解点に 患者側と処理委

水俣病処理委と患者代表は二十

六日午後十一時四十五分あっせん

中断後、一時金増額などについて、打ち合わせを続け、二十七日午前一時半になつてほぼ了解点に達した。あっせんは二十七日午前九時半再開されるが、処理委と患者間の了解事項を会社側がのめば

一時二十分、患者側代表の松田水俣病協議会長が浮池水俣市長とともに千種座長と話し合った結果、二十七日午前一時半、あっせんを二応打ち切り、同午前九時半から再開することになった。【関連記事10、11面】